

第9回 苫小牧市健康づくり推進協議会 議事録

日 時	令和元年10月31日(木) 18:30~19:40
場 所	市役所2階21会議室
出席委員	緒方委員、片岡委員、斉藤委員、重田委員、清水委員、杉村委員、中村委員、長田委員、深澤委員、本間委員、渡辺委員 (敬称略、五十音順)
事務局	健康子ども部健康支援課
会議次第	<ol style="list-style-type: none">1 開会2 健康子ども部長挨拶3 議事<ol style="list-style-type: none">(1) 苫小牧市受動喫煙防止条例(素案)の概要に対するパブリックコメントの実施結果について(2) 苫小牧市受動喫煙防止条例(案)について(3) 苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン(素案)について(4) 「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画(素案)について(5) その他4 閉会

発 言 者	発 言 内 容
事務局 (健康支援課長主査)	<p>定刻になりましたので、ただ今から「第9回苫小牧市健康づくり推進協議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日、司会を務めます、健康支援課の菊池と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、健康子ども部長の桜田より御挨拶申し上げます。</p>
<桜田部長挨拶>	
事務局 (健康支援課主査)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の協議会は現時点で、委員14人中、11人の出席となっておりますので、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第6条第2項に基づきまして、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議は19時45分頃を目途に終了したいと考えておりますので、円滑な議事の進行に御協力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>また、委員の皆様のお席にマイクを設置しておりますので、発言の際は、ボタンを押していただき、終わりましたらもう一度押していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>まず、議事次第、資料1の「苫小牧市受動喫煙防止条例（素案）の概要について」に寄せられた意見と市の考え方について、資料2のパブリックコメント実施後 修正（案）、資料3の苫小牧市受動喫煙防止対策条例（案）、資料4の苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン（素案）、資料5の「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画（素案）、苫小牧市受動喫煙防止条例（素案）の概要についてとなっております。</p> <p>資料につきましては、事前に送付させていただいておりましたが、修正がございましたので、改めて配付をさせていただいております。</p> <p>資料に不足がございましたらお知らせください。</p> <p>それでは、これからの議事進行は、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第5条第4項に基づき、片岡委員長にお願いします。よろしく願いいたします。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは早速、この次第に沿って議事を進めてまいりたいと思いますので、皆さんご協力お願いいたします。</p> <p>それでは、議事1の「苫小牧市受動喫煙防止条例（素案）の概要について」に寄せられた意見と市の考え方についてと資料2のパブリックコメント実施後 修正（案）について一括して事務局から説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (健康支援課長補佐)</p>	<p>それでは私の方から、「苫小牧市受動喫煙防止条例（素案）の概要に対するパブリックコメントの結果」についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>まず初めに資料1をご覧ください。パブリックコメントにつきましては、8月30日から9月28日までの30日間実施いたしましたところ、条例（案）及び市の施策に対して、4人の方から10項目21件の御意見をいただきました。</p> <p>パブリックコメントを参考に案を修正したものが反映区分「A」で3件、御意見と案との趣旨が同様と考えられるものが「B」で5件、案を修正してはいませんが、今後の施策の進め方等の参考にするものが「C」で13件となっております。</p> <p>それでは、修正したもの「A」と修正していないが今後の施策の進め方等の参考とするもの「C」について御説明させていただきます。</p> <p>初めに修正案「A」の項目につきましては、資料2も合わせてご覧いただきながら、御説明させていただきます。</p> <p>項番5の「市民の責務」につきまして条例（案）といたしましては、20歳未満の者、妊婦、その他の健康上の配慮が必要な者に対し受動喫煙を防止するため、屋外においても、特に通学路、公園、その他公共の場所において、受動喫煙の防止に努めていただくように規定したところでございますが、「その他屋外の公共の場において」という表現に対し、屋内も含めるべきではないかとの御意見でございます。</p> <p>屋内においては、一定の場所を除き喫煙を禁止しておりますが、屋外につきましては改正健康増進法においても規制がなく、配慮義務とされていることから「市民の責務」として条例（案）に規定したところでございますが、公共の場所においては、屋内外に関わらず受動喫煙を生じさせることのないよう努めていただくことといたしまして、案を修正させていただいております。</p> <p>続きまして項番10の「受動喫煙を防止するための措置」につきまして条例（案）といたしましては、「第二種施設のうち、市が設置し、または管理する施設においては、屋内に喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努めるものとする。」また、「屋外に喫煙場所を設置しないよう努めるものとする」と規定してはありますが、屋外の規定については「努力ではなく、義務規定が望ましい」という御意見でございます。</p> <p>公共施設においては、多くの市民が利用することから、屋内屋外共に喫煙場所を設置しないことといたしまして、第2項と第3項をまとめて1つの条文としております。</p> <p>続きまして項番14の「受動喫煙を防止するための措置」につきまして、北海道条例（案）の基本的な考え方にに基づき、「第二種施設の屋外に喫煙場所を設置しようとする場合は利用者の通行量等に配慮するよう努める。」と規定してはどうかとの御意見でございます。</p> <p>飲食店や事業所等の第二種施設においては原則屋内禁煙となりますが、喫</p>
---------------------------	---

煙専用室を設置しない場合、屋外に喫煙場所を設置するケースが想定されます。このことから施設の屋外に喫煙場所を設置する場合には、歩道や住宅等の周囲の状況に配慮いただくものとして新たに条文を追加しております。

続きまして反映区分「C」につきましては、主なものを御説明させていただきます。資料1をご覧ください。

項番1は、「家族、近隣住人においても受動喫煙をさせることのないよう文言を盛り込んでどうか」との御意見でございます。

条例（案）といたしましては、屋内外の様々な場所において、他人に受動喫煙を生じさせないように努めていただくことを、「市民の責務」として規定しております。

項番3は、「喫煙可能室、居室、自動車の車内においては、20歳未満の者、及び妊婦を立ち入らせ又勤務させないこと。及びその旨の表示の義務付け」、「妊婦は、喫煙をしてはならない。」と規定してはどうかとの御意見でございます。

20歳未満の喫煙可能室への立ち入り禁止や表示の義務付けにつきましては、改正法で規定していますことから法に準拠することとしております。

居室、自動車の車内につきましては、「市民の責務」において、「他人に受動喫煙を生じさせないように努めていただくこと」としております。

また条例（案）といたしましては、妊婦の喫煙を禁止する条文はございませんけれども、苫小牧市健康増進計画に基づきまして、母子保健事業において、妊産婦やその家族に対する禁煙指導を行っているところでございます。

項番6は「子どもと同室内で喫煙しない」、「子どもが同乗する自動車内で喫煙しない」と明記するべきでないかとの御意見でございます。

条例（案）といたしましては、家庭内、車内はもちろんのこと、屋外においても路上や多くの人が集まる公共的な場所等様々な場所における受動喫煙のリスクから子どもたちを守るため、保護者の責務として、いかなる場所においても受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めることとしております。

項番8は「第一種施設の敷地の周囲においても、喫煙しないようにする」という条文を規定してはどうかという御意見でございます。

条例（案）といたしましては、第1種施設の敷地の周辺に限らず、屋内外の様々な場所において、他人に受動喫煙を生じさせないように努めていただくことを「市民の責務」として規定しております。

項番11は「既存特定飲食提供施設の管理権原者は、「従業員を雇用している場合は、屋内に喫煙可能室を定めないこと。」「従業員を雇用していない場合は、受動喫煙の防止に取り組むよう努めるものとする。」と規定してはどうかと御意見をいただきました。

飲食店におきましては原則屋内禁煙となりますけれども、経過措置といたしまして経営規模の小さな既存特定飲食提供施設は、「禁煙」、「分煙」、「喫煙可」の選択ができることとされております。

条例（案）といたしましては、利用者、従業員の受動喫煙を防止するため

には、経営規模の大小にかかわらず、必要な措置を講じることが望ましいと考えておりますので、努力義務ではございますが喫煙可能室を定める場合であっても、受動喫煙の防止に努めることを規定しております。

禁煙に取り組む飲食店につきましては、本市の施策である「空気もおいしい施設」として認定し広く公表していくことで、まちぐるみで受動喫煙を防止する気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

項番 12 は「20 歳未満の者や妊婦等がいる場所において、喫煙しないよう努める」という条文を規定してはどうかという御意見でございます。

条例（案）といたしましては、受動喫煙による健康影響が大きい 20 歳未満の者、妊婦、その他の健康上の配慮が必要な者に対する受動喫煙を防止するため、第一種施設については、敷地内禁煙となりますが、特定屋外喫煙場所を設置しないこととしております。また、屋外においても通学路、公園、その他公共の場所において、受動喫煙の防止に努めていただくよう「市民の責務」に規定しているところでございます。

項番 13 は「施設の管理権原者は、20 歳未満の者等が多く利用する公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合は、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める。」と規定してはどうかという御意見でございます。

現在市が設置し、又は管理する公園につきましては、喫煙場所を設置しておらず、今後も設置の予定はございません。

また、市が設置し、又は管理する施設の屋外においても、喫煙場所を設置しないよう努めることと規定してはございましたが、パブリックコメントを参考に義務規定に改めております。

項番 17 は「分煙施設の整備に助成するのではなく、分煙施設の撤去に助成を行い、完全禁煙を目指すことを促すことが望ましい」という御意見でございます。

市の助成金につきましては、国の「受動喫煙防止対策助成金」に上乗せして助成することから、助成対象につきましても国の助成金と同様としておりますが、助成対象の拡大につきましては、いただいた御意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

項番 21 は「条例の附則として見直し規定を設け、3 年程度の規制強化を検討できる内容とすることが望ましい」という御意見でございます。

条例（案）といたしましては、見直し規定はございませんが、条例施行後の情勢の変化ですとか国の動向を踏まえまして、必要に応じて見直しを図ってまいります。

続きまして議事 2 の「苫小牧市受動喫煙防止条例（案）」について御説明いたします。資料 3 をご覧ください。

条例（案）の内容につきましては、パブリックコメント実施後の修正（案）を反映させた内容となっております。またパブリックコメントでは、本条例（案）の内容をわかりやすく文言を整理しておりますので、条例本文と表現が若干異なる場合もございますが、内容については同じものでございます。

初めに冒頭の前文につきましては、「条例制定の背景」や「基本的な考え方」

	<p>を記載したものでございます。</p> <p>第1条の「目的」につきましては、パブリックコメントの条例（案）と同様でございます。</p> <p>第2条の「定義」につきましては、パブリックコメントの条例（案）では、※で表記した内容を明記しております。</p> <p>第3条の「市の責務」、第5条の「保護者の責務」、第6条の「事業者の責務」、第7条の「関係者の協力」につきましては、パブリックコメントの条例（案）と同様となっており、「市民の責務」につきましては第2項を1部修正しております。</p> <p>第8条の「受動喫煙を防止するための措置」につきましては、4項からなり、改正法を上回る内容を条例（案）で規定しているものでございます。</p> <p>第1項につきましては、第一種施設に関する措置の内容で、特定屋外喫煙場所を設置してはならないといった義務規定となっております。ただし、精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設等、利用者への一定の配慮が必要な施設を除くといった特例の措置につきましては、規則で定めることとしております。</p> <p>第2項は市が設置し、又は管理する施設いわゆる公共施設における措置の内容で、パブリックコメントを反映させ、屋内屋外共に喫煙場所を定めてはならないといった義務規定としております。</p> <p>第3項はパブリックコメントを参考に新たに追加した条文で、公共施設以外の第二種施設における措置の内容でございます。飲食店や事業所等の施設の敷地内に喫煙場所を定める場合には、受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならないといった配慮義務規定となっております。</p> <p>第4項は飲食店のうち既存特定飲食提供施設における措置の内容で、当該施設に喫煙可能室を定める場合であっても、受動喫煙の防止に取り組むよう努めなければならないといった努力義務規定となっております。</p> <p>第9条の「標識の掲示」につきましては、第1項及び第2項において、禁煙に取り組む飲食店に対する標識の掲示と喫煙室を設置する場合における標識の撤去の義務規定となっております。</p> <p>また、第3項においては公共施設に対する禁煙の標識の掲示を義務づける内容となっております。喫煙可能な施設や分煙施設に対する標識の掲示につきましては、改正法に定められておりますので、法に準拠することといたします。</p> <p>「苫小牧市受動喫煙防止条例（素案）の概要に対するパブリックコメントの実施結果」並びに「苫小牧市受動喫煙防止条例（案）」につきましては以上でございます。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではただいま説明のありました議事1、議事2につきまして、御質問や御意見ございましたら、お願いいたします。</p>

清水委員	<p>資料1の項目5番のA判定のものがありますが、これを受けてパブリックコメント実施後、つまり資料2ですけれども、資料2の市民の責務の(2)の修正とありますが、それに修正したということによろしいですね。</p> <p>5番のコメントから考えると、屋内も含めてという形で書いてあると思うのですが、最初資料2を見てみると、屋外ということで規定したけれども、それを取り除いて、その他の公共の場所に変化させたということによろしいですね。</p> <p>その前の例が、通学路、公園だけなのでですね。ですから、屋内というものをその他に含ませるような公共の場所があった方が、屋内外というのが伝わるのかなと思うのですが。</p>
片岡委員長	<p>この例示されているのが屋外だけなので、これをずっと議論を聞いている方は屋外が外れて両方だなとわかりますが、これだけを読んだら屋外以外のことが頭に浮かばないという不親切な文書になっていますよね。</p> <p>何か良い例はどんなのがあるのでしょうか。体育館等は無関係ないのでしょうか。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>屋内の公共の場所と申しますと、市の公共施設に該当しますが、元々公共施設につきましては、受動喫煙防止の措置を取ることになっておりますので、当初ここは屋外のイメージで規定していたところではあるのですが、屋外という表記にしてしまうと、屋外の公共の場だけ配慮すれば良いのかという誤解も生じるということから、このような形で公共の場所については「屋外の」という表現は外したところです。屋内の公共の場所についてはやはり、市の施設ということになります。屋外については、例えば駅周辺やバスターミナルですとか、多数の人が集まるようなところが公共的な場所に該当します。</p>
清水委員	<p>修正案に関しては、普通に読んでみると屋外だけのことを言っていると解釈できます。ですからパブリックコメントを反映していないとも考えられるので、1つの例として例えば市の公共施設の屋内で喫煙が該当しているところを1つ加えれば、屋内外というのをそれで表現できるのではないかなと思うのですが。</p>
片岡委員長	<p>これは反映するということによろしいですか。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>条文の中に、屋内屋外の公共場所がわかるような形で追加ができるかどうか検討させていただきます。</p>
片岡委員長	<p>それは出来上がって見るまではわからないのですか。事前に我々にはわかるのでしょうか。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>パブリックコメントをこの後公表いたしますので、公表されたときに、御確認いただくこともできますが、その他いただきました御意見を含め最終版を改めてまとめて、皆様にお送りしたいと思っております。</p>

片岡委員長	<p>条文は今の意見を受けて、こういう風に修正しようと思うという御提示があるということですね。わかりました。</p> <p>その他皆様何かありますでしょうか。</p>
重田委員	<p>条例（案）の第4条の2項なのですけれども、市民は20歳未満の者、妊婦等特に受動喫煙に配慮するものがある方に対して受動喫煙が生じることのないようにという条文ですけれども、この配慮しなければならない場所が通学路や公園とか主に屋外のことが規定されていますが、20歳未満の方が受動喫煙をする可能性がある場所というのが、多くは家庭内になるのかなとイメージするところです。4条の1項には20歳未満や妊婦さんへの規定はなくて、市民は受動喫煙を生じさせないように努めなければならないという項目がありますので、これをもってすべての場所で屋内屋外問わず、受動喫煙の防止に努めるという風に規定はされているので、そこに盛り込まれている判断で良いのでしょうかけれども、特に屋内でも努力規定になるかと思いますが、屋内での配慮も必要になるのかなと思いますので、意見として資料1の項番12の方で北海道の条例（案）でも20歳未満の者や妊婦がいる場所において、喫煙をしないように努めるというふうに規定をされる予定ですので、屋外だけではなく屋内も含めてという意味なので、これは意見を出させていただいて検討された結果が「C」なのでそれはそれで受け止めるのですが、北海道が今のところ考えている条例（案）の中では、屋外だけではなく屋内も含めて配慮義務を設けるというふうに考えているところです。</p>
片岡委員長	<p>それについては、公共の用に供する場所においてということに、特に屋外というふうには書かずに、これで屋内外含めているという御説明でしたが、ただ屋内の例示がないので、そこをわかりやすく書いていただこうということで、いま同主旨のお話があったかと思います。</p>
事務局 (健康支援課長補佐)	<p>まず20歳未満の方や妊婦等に配慮するため、市民の責務の第2項の規定のほか、保育園や学校、医療機関等の第一種施設は敷地内禁煙となりますが、市の条例において特定屋外喫煙場所も設置しないこととしております。第一種施設については特に規制を強めているところでございます。</p> <p>それで先ほど、家庭内での受動喫煙が多いのではないかとということでしたが、昨年市が行ったアンケート調査の結果でもやはり飲食店、家庭、職場等の受動喫煙が多いという結果でございました。そこで保護者の責務といたしまして、いかなる場所においても20歳未満の者に対し受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければならないと規定しております。いかなる場所においてもとあえて強調しておりますのは、家庭内や車内においてはもちろんのこと、路上やその他のあらゆる場所において、保護者の方は子どもたちを受動喫煙から守っていただきたいという思いで規定している内容になっております。</p>

清水委員	今のお話だと第4条の2項に関して、1項と2項はほぼ同じことを言っていると思うのですが、あえて20歳未満の者と妊婦に関してはより気を使ってくださいというのが主旨ということによろしいですか。
事務局 (健康支援課長補佐)	はい。そのとおりでございます。
渡辺委員	受動喫煙を防止するという点では、未成年や妊婦の方も含めてですが、第2条の定義の中に、喫煙専用室等たばこを吸ってもいいですよという場所が何個かあるのですが、そういったところに立ち寄らないようにするという表現もないと、勝手に入ってきたりとかして、吸われている人たちが駄目じゃないかと怒られるようなことがあると、あまりよろしくないのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。
事務局 (健康支援課長補佐)	20歳未満の者が立ち入れない場所や立ち入り禁止については、改正健康増進法に規定しておりますので法に準拠することといたしまして、本条例には法を上回る内容を規定しているところでございます。
長田委員	屋内と屋外の初歩的な解釈なのですが、単独の建物であればその中が屋内で、そこから出れば屋外ですが、飲食店なんかのテナントのような大きい建物の中に入っている場合、自分のことだけ考えれば、自分の借りている範囲内の場所は屋内ですが、ドアから出れば屋外という解釈になるのか、それともあくまでも、文字のとおり、建物の外が屋外ですから、大きいテナントの建物であっても、建物そのものの外でなければ屋外という解釈にならないのかその辺はどうなのでしょう。
事務局 (健康支援課長補佐)	今おっしゃっていただいたとおり、建物から外に出た部分が屋外という形になっております。
片岡委員長	テナントの中はすべて屋内という解釈でよろしいですね。
重田委員	健康増進法の屋内の規定なのですが、国が出している健康増進法のたばこ関係のQ&Aの中には、健康増進法の屋内というのが、屋根があつてかつ周りが半分以上壁等で覆われている場合は屋内と規定されております。細かいことを考えると、まだまだ不十分な規定なのかなと思いますが、一応そのようなことがQ&Aで触れられているところです。
片岡委員長	議事1、議事2につきましては、今いろいろいただいた御意見を基に素案を作成していくということでよろしく願いいたします。 それでは次に議事3の「苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン（素案）について」事務局から御説明をお願いします。

事務局
(健康支援課主事)

それでは私の方から議事3の「苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン(素案)について」御説明させていただきます。資料4をご覧ください。

ガイドラインにつきましては、前回の協議会の際に骨子案をお示しておりました。その骨子案から若干変更になっている部分もございますので、その内容も含めて御説明させていただきます。

まず初めに、1ページ目といたしまして、法改正の内容ですとか道や市の条例の制定の状況等を踏まえて、このガイドライン策定の主旨について触れたいと考えております。

目次を挟みまして、第1章「基本的な考え方」こちらで本市の条例で示しております受動喫煙防止対策の基本的な考え方について御説明したいと考えております。

内容といたしましては、方針、対象、屋外屋内の対応、そして加熱式たばこの取扱いについてお示ししたいと考えております。

これらの内容ですが、先ほどから皆さんから御意見のいただいているような屋内屋外の取扱いについてですとか、そういった内容を踏まえまして、今後細かい部分は修正を加えていきたいと考えております。

2ページ目をご覧ください。

第2章といたしまして、受動喫煙防止対策の必要性について御説明しております。この章は2、3ページ程度で構成する予定となっております、まず1項目目といたしましては、「受動喫煙とは」という部分について市民の皆さんの認知度も含めて紹介をしております。

続いて2項目目、「煙に含まれる有害物質」といたしまして、たばこを吸っている本人の方、また周りの方の副流煙に含まれる有害物質についても紹介をしております。これらの内容は、厚生労働省の方で発表しております喫煙への健康影響に関する検討会の報告書より内容を抜粋したいと考えております。

続いて4ページ目をご覧ください。

項目の3、「健康影響」といたしまして、たばこを吸っている御本人の方、周りの方がたばこの煙によってどのような健康被害があるかという点について、図等を用いて御説明しております。こちらも同じく厚生労働省の検討会報告書の方から内容を抜粋して作成したいと考えております。

続いて5ページ目をご覧ください。

第3章「受動喫煙防止対策の基準」といたしまして、こちらも2、3ページ程度割いて説明したいと考えております。

まず1つ目として、「受動喫煙防止対策の種類」ということで、敷地内禁煙、そして屋内禁煙について具体的に、こういう場合には敷地内禁煙の取扱い、こういう場合は屋内禁煙ですというものを図を用いてわかりやすく説明したいと考えております。特に「この標識をどこにつけたらいいのか」や「喫煙専用室と加熱式たばこ専用室の違い」ですとか、そういったことがなかなか難しくわからない部分もあるかと思っておりますのでそちら丁寧に御説明をしていきたいと考えております。

続いて6ページ目をご覧ください。

2項目といたしまして、「施設の類型ごとの受動喫煙防止対策」について御説明をしております。

第一種施設、第二種施設、そして第二種施設の中の既存特定飲食提供施設、それぞれどういった対応が必要となるのかということはこのページで記載しております。

続いて7ページ目をご覧ください。

こちら骨子案の際には特に入れてはいなかったのですが、内容を考えていく中で施設の標識の種類についても御説明した方がわかりやすいのではないかと思います。追加しております。本市の場合、全面禁煙の施設につきましては、「空気もおいしい施設」というものを掲示することにしてありますが、その他喫煙可能な既存特定飲食提供施設に必要な掲示ですとか喫煙専用室がある場合の表示等、こちらの国の方で示している標識の見本になっておりますので、こういったものをお示しして実際に飲食店の方、施設の管理者の方がどういった対応が必要になるのかということをお示ししていきたいと考えております。

続いて8ページ目をご覧ください。

標識につきまして、20歳未満の方の立入りを禁止する標識も義務付けられておりますので、こちらについても内容を盛り込んでおります。

最後に4項目といたしまして、「屋外における受動喫煙対策」ということで、文章を記載しているのですが、こちら先ほどの議論の内容を踏まえまして、屋外でもいかなる場所においても受動喫煙を防止する取組が必要だということをお紹介していきたいと考えております。

続いて9ページ目をご覧ください。

第4章「受動喫煙防止対策の推進」ということで、行政、事業者、市民それぞれの役割について御紹介しております。

行政の役割といたしましては、条例の本文と一緒に今取り組んでいる事業の内容についても御紹介していきたいと考えております。

続いて10ページ目をご覧ください。

2「事業者、関係者の役割」ということで、骨子の際には事業者の取組ということで記載をしていたのですが、条例の文言と合わせて関係者もこちらに加えております。事業者の皆様については、お客様への受動喫煙対策は当然なのですが、職場の従業員の方に対する受動喫煙対策についてもしっかり取り組んでいただけるように、このガイドラインの中で取組をお紹介していきたいと考えております。

続いて11ページ目をご覧ください。

3つ目の「市民、保護者の役割」といたしまして、市民の皆さんが他人に受動喫煙を生じさせないために御協力をいただくための文章を掲載しております。こちら先ほどの議論を踏まえまして、20歳未満の方や妊娠中の方、健康上の配慮が必要な方に対してどういった配慮が必要になるかということをお示ししてまいります。

	<p>続いて12ページ目をご覧ください。</p> <p>4番目「禁煙の推進」といたしまして、市民の皆様の喫煙率や禁煙節煙への意識についてアンケートの数字を用いながら、まだ禁煙に踏み切れていない方も大勢いらっしゃると思いますので、まずは禁煙外来を受診していただけるように紹介するページとなっております。</p> <p>最後に13ページ目をご覧ください。</p> <p>第5章「その他」といたしまして、本ガイドラインの見直しについて御紹介をしております。ガイドラインの見直しにつきましては、何年に1回という形で年数を定めてはおりませんが、本市の受動喫煙対策の状況の変更ですとか、国、道の取組の方針等を見ながら、随時必要に応じて改訂してまいりたいと考えております。</p> <p>最後に6章目といたしまして、「資料編」となっております。資料は今回割愛しておりますが、国の取組の御紹介ですとか本市の条例や規則の全文、実態調査の結果、先ほど市の取組のページに記載しておりました受動喫煙防止対策助成金や空気もおいしい施設のリーフレットも掲載する予定となっております。最後に市内の禁煙外来の実施医療機関の一覧も載せることで考えております。</p> <p>まだ内容としては最低限のものになっておりますので、図やイラストを加えてわかりやすくしたり、こういう場合は実際どうしたら良いのだろうという市民の皆さんから想定される疑問等も加えながらより肉付けをして、最終的には来年の条例制定後の2月あたりに皆様にお示しして、最終版を完成させたいと考えております。私からの説明は以上となります。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは今の説明を受けて、何か御質問や御意見はございますか。</p>
渡辺委員	<p>今の説明の中にもありましたが、今回ガイドラインということで、判断をする基準ということでこちらを作られているのですが、対象者というのは誰を想定して作られているのでしょうか。</p>
事務局 (健康支援課主事)	<p>対象につきましては、こちら広く市民の方そして飲食店等を経営されている事業者の方も含めて対象としております。</p>
渡辺委員	<p>ありがとうございます。幅広く対象にしてしまうと、必要どころがなかなか見えづらいのかなというのがありますので、この後マニュアル等々もできてくるのかもしれませんが、今一度このガイドラインを特に見ていただきたいウエイトの高い人を選定していただいて、その人の視点で作っていただくとよりわかりやすいガイドラインになるのではないかと思います。</p>
片岡委員長	<p>それはこういう人をターゲットにしたら良いという御意見はあるのですか。</p>

渡辺委員	2 つに分けるとしたら、吸う人と吸わない人に分けたほうがわかりやすいガイドラインになるのではないかと思います。多分、受動喫煙を気にされている方は、このたばこの有害のことをわかっていると思いますが、吸っている人はきっとわからないで吸っていると思います。そういった2つの視点から作っていただくと、よりわかりやすいのではないかと思います。
事務局 (健康支援課主事)	それはガイドラインを2つに分けて作った方がよいという御意見でしょうか。
渡辺委員	受動喫煙として吸う人、吸わない人、今回でいうと事業者、関係者、市民、保護者、この辺が視点としてあるのかなと思います。この視点でそれぞれ受動喫煙について考えていくと、きっとわかりやすいガイドラインになるかとは思いますが、そう何個も何個も作れないと思うので、1つにまとめながら視点的なものを踏まえた方がよいのかなという案でございます。
片岡委員長	たばこを吸っている方も悪いということは大体わかっているとは思いますが、わかっているけどやめられないのが実状であると思いますけどね。
事務局 (健康支援課長)	今いただいた御意見を参考にガイドラインはいずれにしても1種類という形になろうかと思います。完成後にいろいろ出前講座や事業者向けの説明会という機会において、ガイドラインのどこを見ていただけたら良いかというのを御説明したいと思っておりますので、そういった機会を通じて説明する対象に向けて、注力すべきページを紹介するような形にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
片岡委員長	葉巻はこれだと紙巻たばこになるのでしょうか。今はあまり吸う人はないかもしれませんが。
事務局 (健康支援課長)	紙巻たばこに入ります。
片岡委員長	ありがとうございます。他に御質問ある方はいませんか。
清水委員	私は苫小牧市保健センターで健診事業をしております。それで今年からですが、協会けんぽからの依頼で禁煙指導をしております。以前からしていますが、より強化してやっております。喫煙者と相対したときに感じるのは、加熱式たばこをたばこと認識していないのが相当数いるということなのですね。それを何とか苫小牧市では加熱式たばこも紙巻たばこと同様に扱うと謳っているわけですし、パブリックコメントからもお褒めの言葉いただいているので、そこを何とかより宣伝していくという必要があると感じます。 それとガイドラインの素案を見させていただいて、1番最初に紙巻たばこと加熱式たばこを同様として取り扱うというのは、苫小牧市として良いと思うのですが、5ページ目に規制内容のイメージ図というのがあります。もう一つ、7ページ目の1番下の図の真中に「加熱式たばこ専用喫煙室あり」というのがあります。同等に扱うにも関わらずこのように分けるというのは矛

	<p>盾するような気もするので、これからブラッシュアップされると思いますので、その辺を考慮して作っていただければ良いのかなと思います。</p>
<p>事務局 (健康支援課長)</p>	<p>苫小牧市では加熱式たばこも紙巻たばこと同様にするという扱いにしております。いわゆる一般的に加熱式たばこだどこで吸っていても良いだろうという認識が、清水委員御指摘のとおり、あるという現実があるものですから、加熱式たばこだから良いということではないですよという意味の同様という形で捉えております。御指摘いただいた飲食の部分の加熱式たばこを飲食ブースでも喫煙可能という店舗がまだ苫小牧にはないという実状がございます。</p> <p>もしかすると時代が進むにつれて、そういった対応をする店舗が出てくる可能性もゼロではないのですが、今の法律上の建付けですと、加熱式たばこであれば飲食も一緒にできる部屋を、事業者が設けるかどうかは別としても、設けた場合はそこで吸えるということになっております。原則的には新しくできる店舗については、禁煙措置を取るということになっておりますので、苫小牧においてこの図に該当する施設ができるかどうかは今のところわかりませんが、今その法律に準拠する形でこういった記載を残しているというところがございます。</p>
<p>清水委員</p>	<p>それでは苫小牧で、1つは新しい店ができたとき喫煙について相談を受けるかどうかわかりませんが、そういったときに同等として扱うというようにお願いしていくというのが1つです。実際に札幌とかでもあるのですか。普通の喫煙はダメですけど加熱式たばこは良いという店などの情報はありますか。</p>
<p>事務局 (健康支援課長)</p>	<p>札幌の実状までは細かく把握はしていないのですが、数店舗そういった店舗があるというのは聞いてはおります。</p>
<p>片岡委員長</p>	<p>続きまして議事4の「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画(素案)について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (健康支援課主査)</p>	<p>私からは議事4の「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画(素案)について御説明いたします。</p> <p>本日配付させていただいておりますカラー版の素案をご覧ください。</p> <p>計画の名称は仮称ですが、「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画～誰も自殺に追い込まれることのない苫小牧市を目指して～」とメッセージを前面に打ち出させていただいております。</p> <p>まず1ページ目は、行動計画の主旨を記載しています。計画策定の背景として、日本の自殺者数の累計は年間2万人のことですが、まだまだ高い状態にあります。平成28年に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。本市では「苫小牧市健康増進計画 Step2」に、「苫小牧市自殺対策推進計画」を包含しておりますが、今後は地域と連携しながら、全庁的な取組として自殺対策を推進するために関連事業に自殺対策の視点を加えた、自殺対策行動計画を令和2年に策定予定となっております。</p>

3 ページ目をご覧ください。

計画期間は令和 2 年度から令和 4 年度の 3 か年とし、数値目標としては国は 2026 年までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させることとしておりますことから、本市におきましても、令和 3 年までの 5 年間で 15%減少させることを目標として設定しております。

4 ページからは、本市における自殺の特徴を掲載しております。データにつきましては、地域自殺実態プロフィールを用いております。こちらは自殺総合対策支援センターが地域における自殺対策の策定を円滑に進めるために、地域の自殺実態を一目瞭然的に理解できるようにとすることを目的として分析したものであります。グラフから全国、全道における自殺者数は年々減少傾向にあるのに対して、本市は増減を繰り返しており、また性別、年齢別の自殺率では、全国と比較すると男性は 40 代から 50 代、女性は 30 代から 40 代の自殺死亡率が高くなっています。

6 ページ（4）年齢階級別の死因状況については、本市が取り組むべき課題の 1 つに子ども、若者が入っているので、今後年齢別のデータが入る予定となっております。

7 ページ（5）自殺の特性では、「地域自殺実態プロファイリング」の分析から、苫小牧市の自殺者数の多い上位 5 区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されています。1 位は 40~59 歳の男性、有職で同居家族がいる方が最も自殺のリスクが高く上位が男性で占められていることがわかります。

（6）本市における優先的に取り組むべき課題としては、こちらも「地域自殺実態プロファイリング」により、1 番が勤労、そして子ども、若者、高齢者、生活困窮の 4 つとなっております。

8 ページは自殺対策における取組を記載しております。本市が目指すべき姿は「市民一人ひとりが支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない苫小牧市の実現」を目指して、以下の①から④の基本方針を掲げております。

また 9 ページは、今後作成予定で現在庁内各部署に照会中です。こちらのページは基本方針に関わる町内や地域における関連事業を掲載させていただきます。

10 ページをご覧ください。こちらは推進体制について市長をトップとする「「生きる」を支える苫小牧市自殺対策推進本部」の体系図を掲載しております。空欄の部分は、現在集約している庁内各部署の関連事業に基づいて、部ごとでの役割や内容を記載させていただく予定となっております。

続きまして 11 ページにつきましては、連携体制について記載しております。自殺の背景には、さまざまな社会的要因があることが知られており、国の自殺総合対策大綱においても、生活困窮者自立支援制度との一体的な取組による効果的な施策展開が重要であるとされております。

本市においては、健康づくり推進協議会庁内検討会議、生活困窮者庁内検討会議の中で、また地域においては医療、保健、福祉の関係機関で構成する「自殺対策実務者ネットワーク会議」をもとに、効果的な運営の推進や具体的な政策の展開を図っていきます。

	<p>12 ページは進捗管理と評価について記載しております。</p> <p>今後、本日いただいた意見からの修正や必要な意見を盛り込みまして、次回の健康づくり推進協議会で最終案を御報告させていただく予定です。</p> <p>行動計画（素案）についての説明は以上です。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの御説明を受けて、御質問や御意見がある方はお願いいたします。</p>
重田委員	<p>12 ページの進捗管理と評価のところなのですが、計画の評価の時期とか評価指標というところが、この計画の計画期間であったり、3 ページにある数値目標であったり、この辺が指標や計画、評価の時期になってくると考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局 (健康支援課主査)	<p>そのとおりでございます。それと今、各庁内部署の方や地域の方から関連施策や事業の方をいただいております。そこに自殺対策の視点を加えた事業ということで、例えば職員の方にゲートキーパー養成講座を受講してもらうですとか、そういった目標等も入れていきますので、そういった部分でも評価の対象となっていくかと思っております。</p>
清水委員	<p>5 ページを見て、真中の図の「苫小牧市・全国の性・年齢別自殺死亡率」というのがあります。男性においては働き盛りの年齢層、女性においても 50 代を除いて同じですね。それが全国を上回っているということです。例えば苫小牧市という地域都市の特性というのまでは解析はされていますか。同等の同規模の同様の、同様のというのは何を含むのかということここは工業都市ですね。私が巡回検診をしても三交代が非常に多いというのがあります。そういった人に占める割合とか、いわゆる地域特性を解析すると、また新たな防止対策等が見えてくる可能性もあるので、そういった資料があった場合には地域の特性を加味して考えていく必要があると思っております。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>今御意見いただいた点については、苫小牧の特性といたしましては、他の地域と比べますと、やはり就労世代の自殺者が多いというのが顕著になっております。他の地域は高齢の方が自殺されるケースが多いところがありますので、苫小牧の特徴としてはこの就労世代の特に男性の自殺者が多いというのが 1 つ特徴かなと思っておりますので、この行動計画を作る際も就労世代に向けた取組が何か 1 つできないかというところは、我々としても押えていきたいと考えております。</p>
清水委員	<p>それはこのグラフを見れば一目瞭然ですね。何故男性の就労世代が多いのかというのを地域特性も含めて、考えていく必要があるのかなと思っております。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>プロファイリングの内容も見ながら、その辺精査して施策の方に反映させていきたいと思っております。</p>
片岡委員長	<p>そういう基礎的な資料というのは、市にもあったりするのですか。この地域にはどのくらい三交代の方がいて、どういう業種の方がいてというのは市に資料があったりするものなのですか。</p>

<p>事務局 (健康支援課長)</p>	<p>各種統計調査は行っておりますので、そういったものを調べれば、三交代の人数が具体的にどれくらい占めるかっていうところまでは出ていないかもしれないですが、ただ企業別の就労者の人数等々は把握できると思いますので、その辺は出ているプロファイリングの結果と照らし合わせながら、見ていくことは可能かと思えます。</p>
<p>深澤委員</p>	<p>6ページの「性・職業別の自殺者数」になっているのですが、このところは数字じゃなくすると割合的に勤めている人、年金者、無職者という中でどんな風な割合というかリスクがどうなっているのか割合の数がどうなっているのか教えていただきたい。プロフィールはもう少しクロスマッチングみたいな感じになっていて、40代の有職者の同居というもっとクロスになっているので、もっと詳しいとは思いますが、ここ5位までしか出ていないので、大卒で良いので、勤め人の65人自殺者男性っていうのは母集団が多いので、ここが1番多い人数になってくるのかなと思うのですが、全体的に年金者、無職者、失業者のリスク的にどうなのかなというのは、もうちょっと見えた方が良いのかなということで教えていただきたかったです。プロフィールの方では、自殺者の失業者4位のところは数的には少ないですが、リスクとしては、383.1という自殺死亡率なので、ここが1つ高リスクの人たちなのかなと思うので、地域の特性としては男性の40代から50代の有職者の同居者が母数として1番大きいので、このターゲットと4位のところの無職独居のリスクが高いので、優先的に1位と4位のところにターゲットを絞ってやっていくことになるのかなと読ませていただいたのですが、全体として6ページの割合としてはどんな感じなのかなと思いましたので、もし情報があれば教えていただきたいと思いました。</p>
<p>事務局 (健康支援課長)</p>	<p>そのところの細かい情報はないのですが、全体の傾向としては、やはり経済の問題が自殺の問題にあるということと健康状態の問題があって自殺に繋がっているというこの2つの要因が苦小牧では主要因となっております。委員がおっしゃられたように4位のところの無職の独居の方っていうのは、恐らく経済的な理由が原因で自殺に追い込まれていると考えられますので、そういった場合はハローワーク等と連携した施策が重要になってくるのかなと思います。</p>
<p>片岡委員長</p>	<p>他に何かございますか。</p> <p>それでは私の方からも精神科医として一言。これは素案と直接関係ないこととなりますが、皆さんに知識として知っておいてほしいことがあります。</p> <p>今苦小牧ではIRがホットな話題となっていて、先日も市議会で決議されたということがございましたが、ギャンブル依存症というのは非常に自殺率が高いのです。たばこにはニコチン依存症で他にアルコール依存や薬物依存等皆さん耳馴染みの依存症がございますが、ギャンブル依存症は群を抜いて自殺率が高いというのははっきりしたデータがございます。ですから、素案どうこうとは別なのですが、ここに参加されている市の皆さんはぜひそのことを、自殺対策に取り組むのであれば念頭に置いていただいて、あくまでも警鐘を鳴らし慎重な対応を取っていただきたいと私は願っております。</p>

	<p>これで一通り議事に沿って、皆さんから活発な非常に有意義な御意見をいただき、やり取りできたと思います。</p> <p>それ以外に全体を通して何か御意見や御質問があれば何かいただきたいと思ひます。</p> <p>特別ないようでしたら、議事はすべて終了いたしましたので、皆さんの御協力に感謝したいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (健康支援課主査)</p>	<p>次回の健康づくり推進協議会につきましては、来年1月下旬から2月頃の開催を予定しております。日程につきましては、後日改めて通知いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上をもちまして「第9回苫小牧市健康づくり推進協議会」を閉会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。</p>